

大和都市計画地区計画の決定（大和郡山市決定）

都市計画大和郡山市下三橋地区地区計画を次のように決定する。

名 称	下三橋地区地区計画
位 置	大和郡山市下三橋町の一部
面 積	約 22.4ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 <p>本地区は、本市の中心市街地から東方約1.5km、また奈良県の南北軸としての骨格をなす2本の幹線道路である京奈和自動車道と国道24号バイパスの結束点付近に位置しており、交通条件に恵まれた地区である。 本計画は、この優れた条件を活かし、周辺環境に配慮した一定の建築物等の制限を伴って多様な機能を有する商業・業務系施設等の集積を図るため、適切な土地利用の規制・誘導等を行い良好な市街地環境の形成・保持に努めることを目標とするものである。</p>
	土地利用の方針 <p>多様な機能を有する商業・業務系施設の立地を促進し、将来的に本地区の環境悪化をもたらす恐れのある建築物の立地を制限し、より健全で良好な市街地形成・保持に向けて計画的誘導を図り、周辺との調和のとれた街づくりを目指すものである。</p>
	建築物等の整備方針 <p>本地区及び周辺を含めた環境保全のため、本来商業地域で立地可能な風俗営業関係の一部の建築物等を制限し、良好な市街地形成を図るものとする。</p>

地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に挙げる建築物は建築してはならない。 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する営業に係るもの。
	建又は築は物意等匠のの形制態限		建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については、周辺の環境と調和した色調とする。
	工の作制物限の設置		建築基準法施行令第138条第2項に該当する工作物を設置する場合、工作物の最高高さは当該建築物の地盤面より換算し、当該高度地区の上限を超えることはできない。

備考： 区域は計画図表示のとおり

# 計 画 図

